

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届の提出をお忘れなく



8月は、児童扶養手当および特別児童扶養手当の今後1年間の支給額を決めるための届出をしていただく期間です。対象となる方には、届出書類を送付していますので必ず期間内に提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給対象者	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父 ※上記に該当する場合でも、年金が受給できる場合は、手当を受けられません。	◎身体や精神に中度以上の障がいがある子どもを養育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
支給額	全部支給 月額 41,430円 一部支給 月額 41,420円～9,780円 2人目の子ども…上記金額に5,000円を加算 3人目以降の子ども…1人3,000円を加算	子ども1人あたり 1級(重度) 月額 50,400円 2級(中度) 月額 33,570円
所得制限	世帯の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月1日(木)～8月30日(金)	所得状況届 8月12日(月)～9月10日(火)

ひとり親家庭サポート定期便をご利用ください

ひとり親家庭の皆さんを対象に、年3回(6月、10月、2月の予定)県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、福祉課へお申し込みください。

県の支援員等がひとり親家庭を対象とした相談に応じます

仕事のこと、子どものこと、貸付金のことなどお気軽にご相談ください。

とき 8月7日(水)、8月28日(水)
両日とも午前10:00～午後3:00

ところ 日野町役場 福祉課

*できる限り事前にご予約をお願いします

*相談者が多い場合は、お待ちいただくことがあります

◆提出・問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎6573



▲臨時総代会の様子。
設立委員の選任などが承認されました

また6月30日(日)には、臨時総代会を開催し合併が承認され、設立委員会規程の承認と設立委員の選任が行われました。
今後、手続きを経て12月2日には「滋賀中央森林組合」が誕生する予定です。

6月1日(土)、日野町森林組合(北浦康臣組合長)と甲賀森林組合、甲賀市信楽森林組合の合併予備契約調印式が行われました。
北浦組合長は「組合の規模は違いますが、合併は対等な立場で行い、名称にも配慮をしていただいたい。組合員の皆さんにも喜んでもらえる合併にしたい」と話されました。



▲合併予備契約調印式(中央が北浦組合長)

日野町森林組合、
甲賀・甲賀市信楽森林組合と合併
「滋賀中央森林組合」へ